

第十九回国会 衆議院 法務委員会 議録 第二十八号

昭和二十九年三月二十六日(金曜日)

午前十一時十二分開議

出席委員

委員長 小林 錦君

理事 鈴木 良作君 理事 佐藤 昌三君

理事 田嶋 好文君 理事 花村 四郎君

理事 古屋 貞雄君 理事 井伊 誠一君

理事 富三君 林 信雄君

本多 市郎君 牧野 寛策君

木原 洋興君 木下 郁君

出席政府委員

法務政務次官 三浦寅之助君

検事(民事局長) 村上 朝一君

法務事務官(人権擁護局長) 戸田 正直君

委員外の出席者

専門員 村 教三君

専門員 小 貞一君

三月二十五日

刑法の一部を改正する法律案(八百板正君外百三十四名提出、衆法第一三三号)

同日

宮崎地方支務局日南支局存置に関する請願(持永義夫君紹介)(第三九二二号)

同(伊東若男君紹介)(第三九八七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

利息制限法案(内閣提出第一〇六号)

民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一六号)

人権擁護に関する件

○小林委員長 これより会議を開きます。

去る二十四日付託されました民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を聴取いたします。三浦政府委員。

民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案

第一条 民事訴訟用印紙法(明治二十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三條 第一項中「三万一千円」を「五万円」に改める。

第六條ノ二中「五千円」を「二十万円」に、「五円」を「二十円」に、「十円」を「六十円」に改める。

第六條ノ三中「五千円」を「二十万円」に、「十円」を「六十円」に、「二十円」を「百二十円」に改める。

第十條中「五千円」を「二十万円」に、「五円」を「二十円」に、「七円」を「三十円」に改める。

第十六條中「五千円」を「二十万円」に、「五円」を「二十円」に、「七円」を「三十円」に、「十円」を「六十円」に、「二十円」を「百二十円」に改める。

第二條 商事非訟事件印紙法(明治二十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二條中「二十円」を「百二十円」に改める。

第三條中「七円」を「三十円」に改める。

第三條 民事調停法(昭和二十六年

法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「千円」を「一万円」に、「十円」を「百円」に改め、同條第三項中「三万一千円」を「五万円」に改める。

附則

この法律は、昭和二十九年六月一日から施行する。

○三浦(實)政府委員 民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案について、提案の理由を説明いたします。

民事訴訟用印紙法は、昭和二十三年七月に改正が行われたまま、爾來五年半の間重要な改正を経ることなく今日に及んでおります。御承知の通り、その間の物価の上昇は著しいものがありまして、これを東京小売物価指数によつて見ますと、本年一月の指数は昭和二十三年の改正案を立案いたしました当時と比較しまして約三倍、同じく卸売物価指数によりますと約四倍となつております。これに前回の改正が當時の物価事情のもとにおきましてもき

わめて控え目であつたこと等の関係も加わりまして、現行の印紙額の算定基準は現下の物価事情に照してあまりに小刻みにすぎないが、また印紙の額もあまりに低廉であつて現下の物価事情に適しないものがあります。この法律案は、以上のような見地から、現在の経済事情の實際に即するよう、現行の印紙額の算定基準及び印紙の額に適當な改正を加えることを目的とするものであります。

以下民事訴訟用印紙法の改正の要点を申し上げますと、第一は、訴訟に貼用すべき印紙の額は訴訟に応じて定めることとなつておるのでありますが、現在その基準となるべき訴訟額があまりに少額をもつて区分されておられ、これがため現下の経済事情に沿わないものがありますので、訴訟額五百円まで、二千円まで、五千円までという三段階を廢し、訴訟額一万円までの訴訟につきましては印紙の額は一律に百円とし、また訴訟額が一万円を越えるものにつきましては、現行法が超過額千円ご

とに一定額を加算することとして、これを改め、一万円ごとに一定額を加算することとしたこととあります。

第二は、非財産權上の請求にかかる訴訟に貼用すべき印紙の額につきまして、物価上昇等を考慮して、現行法が訴訟額を三万一千円とみなして定めるところとしておりますのを、訴訟額を五万円とみなして定めることに改めたこととあります。

第三は、現行法は期日指定等の申立て、その他申出、申請につきまして、訴訟額または請求額五千円を限界として貼用印紙額に差等を設けておりますが、さきに提案いたしました裁判所法の一部改正案の趣旨を考慮に入れてこの限界額を二十万円に引上げることとし、また印紙の額につきましては物価の上昇率、右の限界額の大體引上げ及び十円未満の端数の整理等を考慮して、三倍から六倍程度に増額することとしたこととあります。

なお、この法律案におきましては、民事訴訟用印紙法の改正に伴いまし

て、これと同様の趣旨のもとに、商事非訟事件印紙法及び民事調停法につきましても所要の改正を加えることとしたしました。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○小林委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。本案に対する質疑は後日に譲り、本日はこの程度にとどめておきます。

○小林委員長 次に人権擁護に関する件について調査を進めます。発言の通告がありますからこれを許します。木下郁君。

○木下委員 人権擁護局長にちよつと伺つておきたい。栃木県的那須郡の小川町というところで、いわゆる町のボスがおつて、せつかく憲法で充足した民主主義が皆の姿で圧迫されているというところにつきまして、小川町に青壮年愛町同志会というものが見るに見かねてつづられ、その方の人たちから陳情書が来たのであります。それを見ますと、相当事実らしく思われる節があるものであります。人権擁護の面を担当されている擁護局としては、当然この問題をすでにお取上げになり、調査もされておるのではないかと思います。御存じであるかどうか、御存じであつたらこれに対してどういふふうにお取扱ひになつておるか、その点を伺いたしたいと思います。

○戸田政府委員 お尋ねの点につきまして、ただいま宇都宮地方方法務局におきまして事件を受理いたしましたし、調査をいたしておりますし、また人権擁護局から事務官を派遣いたしましたして

だいま調査をいたしておる次第であります。本件は申告者が鶴崎清、二十五歳外二十九名から申告されておりました。被申告者は増子富壽太外五名——土産業者であります。——を相手としたしまして、宇都宮地方方法務局に事件を申告されたのであります。

事実の要旨は、「栃木県那須郡小川町は、宇都宮市より東北に約三十キロ、那須川の上流に位し、町制をしいてはいるが、住民の大半は農業を営んでいて、町であつて、本来ならば平和な農村であるべきはずであるのに、数年前より暴力と奸智にたけたボスの一

町政の上に、町民の経済生活の上に大きな支配力を有するに至り、町民の中には被申告者等の不法なる圧迫と権利の侵害を受ける者が多いのであるが、いづれも後難を恐れてその不当を糾弾せんとする者もなく、まづたく町民自身が民主的手段によつて憲法の保障する基本的人権を守ることを知らず、ただ恐怖におのゝいて日常の生活を送つてゐる状況である。かような状況下にあつたため、さすがに正義感よりして黙止することができないとして、心ある有志が期せずして集まり、まず実情を関係方面に陳情せんことを決定し、また青年団長である申告者鶴崎清は、昭和二十九年一月十五日の成人式に列席し、小川町におけるボスの不法な暴力と権力を排して、町の民主化の必要を強調したところ、被申告者等の憤激を買ひ、同人等より宇都宮地方裁判所大田原支部に謝罪広告掲載及び金六十万円の慰謝料請求訴訟を提起された。よつて申告者等は昭和二十九年一月

十九日ごろ小川町青壮年愛町同志会なるものを結成し、その会員も約四百名に及び、明朗なる民主的町民生活がなし得るよう努力しているが、小川町町民自身の力によつては、とうていボスの不法な暴力を排除して、日常生活の平和と安全をはかることはきわめて困難な実情にあるから、すみやかに調査の上対策を樹立せられたい。」という申告であります。ただいま申し上げましたように、本件は関係者が多数であります。また内容自体もきわめて抽象的でありますので、人権擁護局といたしましても、慎重に具体的事件の調査等にただいま努力をいたしている次第でございます。

○木下委員 この陳情書というのは私のところへも来ましたがさらにお聞きしたわけですが、陳情書だけを見て、事実とは相当深刻であるし、そういう運動が片ひなかで自然発生的に起つたという点でも、やはりたまりかねて起つたんだらうと思ふ節もあるわけでありまして。こういう問題こそ、人権擁護の面においていふ／＼問題がありましよう。人権擁護局が消極的な態度だけである、人権擁護局を廃止するとか、せぬとかいう問題も起つてゐるようですが、積極的な問題を取上げてやうですが、積極的な問題を取上げてやうということができる、国の財政がどうだこうだというやうな問題はあつても、これだけは残してもらいたいというところが世間に出て来るわけでありまして。人権擁護の点についていふ／＼陳情なんかを受けますけれども、陳情なんかよりも、実績の面においてはほんとに真剣にやつてゐるというところには積極的な活動がありさすすれば、そこにおのずから道は開くといふふう

に考へてゐるわけでありまして。さうな意味で、これはもうことしのお正月からの問題でもありまして、十分事実の真相を確かめて、ただすべきはただすといふことをやつていただきたいと思ふ次第であります。

○戸田政府委員 御趣旨もつともでありますので、十分調査いたしましたし、事件の処理をいたしたいと思ひます。

○小林委員長 次に利息制限法案を議題とし、質疑を行います。質疑の通告がありますから、これを許します。木下郁君。

○木下委員 前の利息制限法をやめて今度これをおつくりになつたことについて、その趣旨は大體わかるのであつて、そんなに内容を議論するところはありませんけれども、この利息については、一般の金融業者間で行われてゐる利息の監督の面と、それから銀行とか、その他の金融業者の利息に対する大蔵省の監督の面との間に非常なギャップがある、そのギャップがやはり問題になつてゐる。これが保全経済会といふやうなものができて来た原因だと思ひます。これはたれしも気のついてゐることと思ひます。そういう点について、私はそういう方面のことはまづたく門外漢ですが、聞くところでは、銀行なんかの場合はさうでないらしいですが、一般の金融業者に対する大蔵省の監督の面では、日歩五十銭まではよろしいといふふうにしてゐるという程度が暴利だとしてゐるか、それから市中の金融業者が認めてゐる金利の相場、こういうふうなものは、これだけ

の立案をされればそういう実際の御調査もなされたことと思ひますので、そういう点も伺いたしたい、また金融業者は相当高い金利もつてゐるが、これまでのところは、千円以上は年一割を越えてはいけないといふやうなことになつてゐるけれども、これを今度おつくりになつた基礎、実際の実情を、あらましよくしゅうごういたしますから伺いたしたいと思います。

○村上政府委員 現行利息制限法は、ただいま御指摘になりましたように、千円以上の元本につきましては年一割を限度としておるわけで、これを越える部分については裁判上無効というところになつております。現に裁判所あるいは執行機関等におきましては、この法律を厳格に適用しておるわけでありまして。ところが御承知のように、現実には相当法外な高い金利が横行してゐるのであります。この関係を少し御説明申し上げますと、まず銀行その他の正規の金融機関につきましては、臨時金利調整法という法律によりまして、行政上取締りが行われておるわけでありまして。ところが正規の金融機関以外の貸金業につきましては、貸金業等の取締りに関する法律というものがございまして、これによつて一応の監督が行われておるわけでございまして。これはきわめて程度の弱い監督でございまして、貸金業者が営業を始めます前に、業務方法書というもののどのくらいの金利で金を貸すかといふことを書いて大蔵省へ届け出るわけでございます。その限度を越えることはできないといふことになつておられますけれども、従来大蔵省では日歩五十銭見当までの金利であれば、業務方法書の届出を受理

しておつたと思ひます。これは日歩五十銭を越えずと暴利行為という判断のもとに、日歩五十銭というところに線を引いておつたようでありま。利息制限法との関係はどうなるかと申しますと、日歩五十銭という金利を約束したとしても、これを債務者が支払わないという場合に裁判所へ持ち出しますと、裁判所では利息制限法の限度しか見てもらえない。従いまして、国家機関の力を借りて強制的に取立て得る限度というものは、年一割という利息に押えられておるようなわけでありま。ところがそれ以上は事実放任されたような状態になつておる。今利息制限法の解釈をいたしましても、裁判上無効というところは、裁判所では無効と見るといふだけのこと、任意に支払つたものはそれをあとでとりもどすことはできないという解釈になつておる。事実利息制限法の限度を越える金利というものは放任された実情になつておるわけでありま。日歩五十銭という限度は、これは数年前はともかくといふし、少くとも現在においては非常に高過ぎるというので、ただいま大蔵委員会審議されております出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案というものが少し前に提案になりました。その方では日歩三十銭を越えずと、罰則がかかるといふことになつておるわけでありま。この法律案によりまして極端な暴利は反社会的なものとして罰則を持つて取締る。平面的におきまして現行利息制限法の元本百円以下一割五分、百円ないし千円が一割二分、千円以上が一割というこの元本の刻み方が、現在の貨幣価値から申しましてか

なり不合理になつておりますし、また金利の面でも現在の経済情勢から見ましても、もう少し引上げた方が妥当ではないか、つまり裁判上保護せられる限度をいくらか引上げて、そのかわり極端な高利は罰則で取締る、その中間の金利が従来通り放任されるという三段構えになるわけでありま。この法案で十円以下年二割とございます、年二割と申しますと日歩五銭五厘に当ります、五銭五厘までは裁判上保護される、五銭五厘から日歩三十銭までは放任される、三十銭を越えると罰則がかかる、こういう三段構えになるわけでありま。

○木下委員 私には常識的に考えてみる。近ごろ話に聞けば銀行家は元氣を出してゐる。新聞でも日本銀行の総裁はローマ法王と言つており、地方には戦争中に統合された一果一行というものが残つておつて、豆法王というやうなやつでなか。元氣がいいといふことでありま。考えてみると、日本銀行は別として、銀行みだいなものは、自分の資金ではなくて、一般の国民から預金を集めておる、その預金に対しては、高いところ年六分といふことでちよん切つておる。それでは銀行は何をするかといふと、何も生産といふものはない、生産には直接何も寄与してない、集まつたものを預かつてそれを貸すといふので、ほかの経済的な面から見れば、金融の面を調整するとか何とかいふことは、それはまったく役に立たぬといふものではないけれども、何ら生産といふものに対しては大きな寄与は、ほかの荷物を運ぶとかあるいは百姓が作物をつくるとか、その他の物をつくると

いう面からいふと、これはつけたりのものであると私は考えるわけでありま。ところがそのつけたりの、生産の面に寄与する度合いの一番少い面の銀行が、今の社会の事情においては一番元氣を出してあり、各方面の権力を事実上、手にしているといふ姿になつてゐる。こういう姿について、今までは日歩五十銭までは認める、裁判を起せばその点は無効といふことになるかもしれないけれども、實際上そういうものが、大蔵省の監督の面ではもうない月一割以上に當るようなものが、認められて来ているといふ原因があると思ふ。實際社会的な要求はそこであるからそこまでやらなければ行かれぬのだといふこともあるかもしれないけれども、せつかく利息制限法といふものを、現在の事情に沿ふ意味で今度の改正案を出されて、高金利といふことは——文化の低い経済力の弱い国が高金利だといふことは、これは常識的にうなずけることであります。そういうことについて、せつかく利息制限法を改めるといふならば、その前に今お話の金利の面、金融業者に対する金利の面をもう少し厳格にやるといふ方向に対しての立法といふことが考へられなければならぬ。私はその点において考へて、何かそういうことをする氣持がどうかどうも伺つておきたい。今のお話で、大蔵委員会の方に

かかつてゐる問題もあるやうでありま。すが、そういう点があるにせよ、合点がとれない。この利息制限法で最高が年一割五分までにされてゐるときに、片一方では月一割五分近くも認められ、それが暴利といふところまでなるまでは、實際上監督の面で許されてゐるといふやうなことがわかり切つてゐると思ふわけでありま。そういう点についてはなほ積極的におやりになる氣持を持つてゐるかどうか伺いたい。

○村上政府委員 金融機関のうち、銀行その他の正規の金融機関の金利につきましては、先ほど申し上げました臨時金利調整法の適用があるわけでありまして、正規の金融機関が日歩三十銭とか五十銭とかいふ高利をとつてゐるようには聞いておりません。よくいわれる日歩五十銭とか月一割何分といふやうな金利は、正規の金融機関でない貸金業者が主としてそういう高利をとつてゐるやうであります。この面につきましても、先ほど申し上げましたように、別の法案で日歩三十銭を越えると刑罰に付するといふことで、今後厳重に取締られることになるわけでありま。その点もこの利息制限法の改正とあわせて考慮をいたしたわけでありま。

○木下委員 實際堂々たる銀行、世間から見ればAクラス、少くともBクラスに當るやうな銀行でも、實際面で裏金利といふものを銀行の理事者がとつてゐるといふ事実がある。また現に日本銀行総裁が銀行業者に対して裏金利といふやうなものをとつてはならぬといふやうなことを言つてゐるというところが伝えられております。そういう面ではこれは保全経済会なんかのような好まぬ迷惑をかけるといふやうなことができると思ふのですが、そういう点について裏金利をとるといふやうなもの及びその金融業者の今の日歩三十銭ぐらゐでなければ大目に見るといふ

やうなところが、酸味さが欠けておると私は思ふ。そういう点についても少し厳格にやつてもらいたい。最初に申しましたように、金融業者といふものが、これは早く言うならふところをしておつて、何ら自分は勤勞といふ面において寄与しないでおるもの、日本の国が今一番大きく要請されておる生産の面に対しては、経済界の一つの分子ではあるけれども、その働き自体に対してはほかの部分よりもあまり敬意を払わぬでもないもの、あまり大事に取扱わなくてもいいもの、だといふうに私は考へる。それは金融といふものは、経済界の血の循環みたいなものだから大事なものだといふこともいいますけれども、しかしその元は何であるかといふと、みなから自分の家に置いておつたのでは不安だからと言われるので、残つておる金を預けておくと、預金の面では非常に安い金利で押えておるといふのが、世間で言われておる通りに、金融資本家といふものが擁護されておつて、金融資本が国政を左右するといふやうなことが言われるゆゑんもそこにあると思ふ。そういう点についてこの改正自体をどうかう言うわけではありませんが、その方面の取締りをひとつ考へなければ、いくらたつても實際社会の高金利といふものが直らぬ。それは年越しの金利の高い金を借りるといふのは、それは金利の面だけではない。實際高金利でも何でもそれを払つて借りなければ、首ぐくりをしたり、監獄入りをするといふ状態の者がたくさんおるといふ事実も起るかと思ひますが、そういう点は十分考へていただきたいと思ひま

なおこまかい点について聞きたいと思いますが、一点だけ今度のこの法案の最後に、「この法律の施行前になされた契約については、なお従前の例による。」この従前の例というものは、早くここで一例をあげると、二百万円なら二百万円を借りておつて、年二割でやつておつたとすれば、昔の例だと一割しか利息がとれない。今度の場合には一割五分まではとれる。その従前の例によるとというのは、契約はこの法律の施行前にしたのだけれども、金利は今度施行後になつたとつて行くという場合よりも、どつこいその分だけはこの施行後までとれないというところにまでするのかというようなふうに解釈されるべきものか。あるいはまたそれは過去の分については、それは旧法で行くのだ。その契約自体は施行前にしたのですけれども、しかしその利息の支払い義務というものは、これから先に来る。施行後に来る。そういう適用の面をどういう程度までこの従前の例というのが考えられておるか、伺つておきたいと思ひます。

○村上政府委員 この附則の第四項におきまして「従前の例による。」といいたしました趣旨は、契約のときが施行前でありますれば、契約のなされた後に発生する利息につきましても、従来通りというつもりで立案いたしましたのであります。こういう実体法関係におきましては、さかのぼつて過去の法律関係に修正を加えるということとは原則として好ましくないというところから、かような案をつくつたわけでありませう。

○木下委員 それが筋から言つと、契約自体を有効無効とするということなれば別なんでして、過去に年一割五分と

約束してある、その五分だけが過去の分は切られたけれども、現にこれから先、時が経過するといふもの、それに對しての損害といふようなもので約束上せつかく五分だけ払うことになつておるのに、その五分だけいかにないといふのも多少のつり合いがとれないのではないかといふふうに考える。その契約自体をさかのぼつて効力に変更を來すといふ、間接の意味では効力の變更を來すことでありましようけれども、それほど嚴格な法の溯及性を認めないといふ意味は、そういふところまで一休不溯及の原則といふものを要求しておるかどうか疑問があると思う。

御解釈は今伺つた通りでありますが、これは相當はつきりさせておかないと、これが施行されるとすぐ具體的な問題としてかかるケースが起りはしないかと思ひますので伺うわけでありす。なほ少しくこの利息制限法の問題については伺いたいと思ひますが、今日はこの程度で終つておきます。

○林(信)委員 利息制限法案について  
今木下委員より、私の考えます根本的なものと存じます点については質疑が試みられましたので、それらの点には重ねて触れないつもりであります。  
この法案は言うまでもなく、これ自体によつて金融界の利息を制限するといふことではなくて、むしろ公平の觀念よりいたしまして裁判上制限以上の利息を請求することを規制するにあると存じます。従いまして裁判上問々問題になりますもの、すなわち利息の天引き問題あるいは諸種の名目を付しました金融業者の金銭の収受、そういう点が特に親切に規定せられんとするものでありますので、おおむね賛同するに

やぶさかではないのでありますが、それにいたしても、その巨細の点についてはなお若干の疑いを持つのであります。まずこれは今回初めて現われました規定ではないのでありますけれども、ここに利息の最高限をきめられども、それが必ずしも絶対に保持せられるものでなくて、借主が任意に支払いまたは場合は、たといそれが定められまする制限額を超過いたしまして、その返還を請求することができな

い旨の規定であります。こういったしま  
すと、先刻御説明のありました金融業  
者、これは正規の金融業者でないと言  
われますが、その他の金融業者といった  
しましても、必ずしも脱法的とは言え  
ないのであります。が、いずれにいたし  
ましても、正規の金融業者以外の貸金  
業者は、大方はこの法案のねらつてお  
ります利息の最高限以上の利率をもつ  
て金融いたしておると思われ。従い  
て御説明のように大蔵省関係でそ  
の最高限を目歩三十銭にとどめ、それ  
以上は罰則をもつてこれに相對する、  
かういふことであるといふのですが、  
処罰までせられる程度のもので、これ  
を任意に支払つてしまひますれば、や  
はり裁判上その返還を請求することが  
できない。元本の入金にも利息の過  
いにもならないという点が、觀念上耳  
にはびつたり来ないものであります。言  
いかえますれば、ある限度のものにつ  
きましては、これは考へる余地もあ  
りかとも存じますが、御説明のよう  
にこの法案のねらつております最高限は目歩  
五銭五厘です。しかるに大蔵省は目  
十銭、しかしそれを越えた利息すらも  
るのであります。が、それを越えま  
しるもの、この法案の一条二項は、言

は適切でないかも知れませんが、一種の有効と見まして、その支払いは何ら後日の問題とすることはできない。ということは、その他の取締り規定が全然考えられない事態ならばまた別でありますけれども、かように他の措置といたしまして明瞭になつて参ります以上、それ以上のもは何かか考へる余地があるのではないかと、こう思われるのでございますが、いかがでしょうか。

○村上收府委員 利息制限法という法律は、金融の面における経済的弱者を保護するための社会政策的立法だと一般にいわれておるのであります。その趣旨を徹底いたしましたならば、一定の限度を越えた利息は絶対的に無効とする。任意に支払つた場合でも、その限度を越えるものはあとでもどしどしできるということが徹底した考え方でありまして、現行法の解釈といたしまして、そういふふうに解釈する学説もあるものであります。が、「裁判上無効」という現行法の用語を、「裁判所のあるが、任意に支払つたものとはとりもどしの請求ができないというように解釈したしております。この案は、現行法の判例の解釈を、言葉は違いますが、そのまま条文に表わした趣旨でございます。もし超過部分を任意に支払つたときにも返還の請求ができるという建前をとりますと、債務者の保護はその面では一層完全になるのでありますけれども、一面金融を拘束するといふ結果を招来するのではないかと。とも考えられますので、従来現行法について判例のとつておりましたような解釈、それをそのまゝ内容として取り

れたわけでありませう。日歩三十銭を越えるような暴利をとつた場合にも、返還の請求ができないかというお尋ねでございましたが、場合によりましては、公の秩序、善良の風俗に反するといふ理由で無効とされる場合もあるかと考えます。その理由で無効となりますと、これは民法の不当利得の一般の原則に従ふことになるかと思ひます。

○林(信)委員 公序良俗に反するといふ趣旨で問題の場合が処理できないこともないでしよう。しかしながら、先刻も申し上げましたように、他の立法において処罰規定まで設けて厳然たるものがあります以上、その裁判の実際において、その複雑性といひますか、何かめんどうさのあるありますやうなことで実際の裁判が行われますよりも、この場合は、他の立法があるのだから、別に定められる金融のための法律における制限を越えるものはまた別であるといふやうなことはつきり楚前としてやつても、いな、そうすることが、ほんとうじやないかと思ふのですが、絶対に違法だといつてゐるものを、そういう抽象的な法律解釈からこれを取扱わなければならぬといふやうなめんどろさよりは、これはきめてもさしつかえがないんじやないかと私には思われるのであります。それ以上にお答へがなければそれまででありますけれども、私にはそういうふうと思われてゐるのです。元來この一条二項の規定は、すでに利息制限をしたがら、それ以上扱つたものを、今までの解釈といたしましては、不法原因の給付だからといふやうな解釈で、これは本質的な解釈ですから、法案の解釈とはまた別でありましようが、法案は明らかに

て用ゐられておる状態であらうと思つたのであります。そこで改正案におきましては、一率にこれを第一条の利率の二倍で押えたわけでありませう。二倍と申しますと最高が日歩十一銭、これで押えたわけですが、一つの考えも方としては、期限後の賠償額の予定も本来制限と同じ制限を加えていいのじやないかという考え方もあるわけでありませう。これは賠償額の予定と申しませうけれども、その未項ですべての違約金を賠償額の予定とみなしております。ところで、これと裁判所あるいは執行吏

のとこに於ては、其の利率をいかに執行するのところに拘つて行つて手数をかけて取立てるのは持つ、弁済期までに支払わなければ非常な不利益を受けるというこゝで、間接に任意弁済を強制したいという意味から、弁済期までの利息よりも高い違約金なり賠償額の予定をするということも、あながちこれは排斥することじやない、かように考えまして今までの利率の二倍までは裁判上有効のものとして取扱うというのがこの原案の考え方なのであります。

○**林信二**委員　二倍というところにたいへんびりつときいたところがあります。すの私は私も感じておつたのであります。

が、元来は制限以上の利息を処理する法律でありますから——制限というのは何といつても基本なので、その基本的なものを堅持させるということもこれはいいのじやないか。まあそういうことは慣例として、賠償額の予定の違約金だつてあることもわかるのですけれども、何といったつて基本的には一応の終済事情を勘案した制限なので、すから、もうひとつ腹をきめてといいますか、なるべく制度を単調にしまして、やはり制限を堅持して行くという



建前で行く考えになれないものか。元  
来債務者というのは金がないから借り  
るので、私も借金はいたし借りし経験  
も多いのですが、おそろく借りても払  
うのは困難です。ですから払わせると  
いう意味で期限が過ぎたら少々そこに  
損の行く場合をつくる、弁済を懇願す  
るようなこともいいかもしれませんけ  
れども、元来なか／＼払えないものな  
のですから、その払えない者に期限が  
来たからといってまた今度はさらに荷  
物を重くする、たとえば馬に十貫目の  
荷物を背負わして行くのがせいぜいだ  
と思ひます。ある一定限度に来た  
ときに特にかかるうとするときに――  
荷物を二十貫目にしてしまつた、それ  
ではその後また／＼道は進まなくなる  
と思ひます。これは原則的なものを堅持  
いたしまして、ここでやつていいじやな  
いか。先刻から申しておりますように  
に、金融業者になりますとなか／＼抜  
からないのでありますから、利息はこ  
のくらいで期限が過ぎればこのくらい  
とれるとなると、期限まではあまりや  
かましく言わずに、期限が来たならば  
今度は厳重に請求するといひますか、  
期限の来るのを待つような事態もない  
とはいへませんし、また当初におい  
て期限内のゆるやかな利息関係の場合を  
非常に短かくして、要するに対価のと  
れる時期を早く招来せしめるというこ  
とは、心得のある者は決して忘れない  
と思ひます。ですからここに制限という  
ものを現在の経済事情に即してかえま  
す以上、これまた二、三にするような  
考えはひとつ捨ててお考えを願えない  
ものか、私はこれをお考へするのです。  
もう一つは経済事情に即してどうも  
びつたり来ないからといわれますけれ

ども、借りるといふ状態のときは、い  
よいよ悪いときです、それに持つて行  
つて実情として利息はだん／＼高くな  
つて行つておられますから、これにマツ  
チして利息制限法によつて比率を上げ  
て行くといふことは、これは考え方に  
よつては逆もまた真なりで、逆に行  
かなければ借りる者の保護にならない  
と思ひます。しかしあまり締め過ぎて貸  
者がなくなつて、角をためて牛を殺す  
ところまで行つては何にもなりません  
が、実情として利息が高からんだん  
ん法律の関係においても高くしなけれ  
ばならぬといふことはどうかと思ひ  
ます。さういふ関係から裁判上  
対価がとられるといふような場合は、  
この制限を一律的なものにしてある程  
度にとどめておくようにすることは必  
要であるが、いろ／＼な事情を考へて  
あまり簡単に過ぎることとはどうかと思  
ひます。あらためてお伺ひいたします。  
○村上政府委員 利息の方だけを締め  
ますと、賠償額の予定あるいは遅延損  
害金という形で高利をむさぼる例が生  
ずるといふことは、まさに御指摘の通  
りであります。ところが現行法におき  
ましては、先ほどもちよつと申し上げ  
ましたように、利息につきましては嚴  
重な制限があるわけでありますけれど  
も、賠償額の予定につきましては事実  
上ほとんど野放しといつてもよい結果  
になつております。第五条の規定はご  
ざいますけれども、これは商事に適用  
しないといふことで、実際にはほとん  
ど適用されておらない状況でありまし  
て、ただわずかに公序良俗に反すると  
認められたときだけ裁判所で無効とさ  
れるのでありますけれども、その限度  
は日歩二十銭なり五十銭、五十銭を越

えても公序良俗に反しないといふふう  
に認めておる判例があるわけでありま  
す。これが野放しになつておる状態な  
んであります。これを引締める必要が  
ある。しかしながら一面今お話のあり  
ましたように、角をためて牛を殺すと  
申しますか、あまり嚴格に過ぎてその  
ために金融の梗塞を来すといふことも  
考へなければなりませんので、その両  
者を勘案したちよつといい線がこれく  
らいのところではないかといふので考  
へましたのが、この原案の第四条なん  
であります。  
○林(信)委員 次に第二条――これは  
法案といふものは案の建前をどこに置  
くかといふことでのい／＼規定の立て  
方あるいは文字の使い方が出て来るわ  
けなんです。これだけ端端的に見ま  
すと、これは利息を天引きされた場合  
の規定なんです。制限法以上のものを  
を天引きされた場合は、元本の支払い  
に充てたものとみなす、こゝにあるので  
あります。どうも率直に見まして、天  
引きという言葉と元本の支払いに充  
てたものとみなす、この言葉は私には  
通俗的でないように受取れるが、どう  
してもこゝ書かなければならぬもので  
しょうか。説明の必要はないと思ひま  
すが、天引きというのには言うまでもな  
く、こゝちで受取らずに向うでくれな  
かつた、くれなかつたものをこゝちが  
払つたものといふふうには言わなければ  
ならぬものか。この意味は心持もわか  
るのですけれども、どういふ関係から  
こゝういふ言葉を用ひなければならぬの  
でしようか。もう少しわかり切つたこ  
とを言えば、天引きされたものは、天  
引きされた場合にそれが制限額以上の  
ものであれば、まあ一箇月になり二箇

月なり制限額以上の利息支払いに充て  
られるといふようなものは問題じやな  
いのですけれども、超過部分ですか  
ら、それはその限度においては元金よ  
り差引かれる、天引きですが、元金と  
しないといふふうにいふべきじやない  
かと思ひますが、どんなものです  
か。  
○村上政府委員 御意見の通りであり  
まして、これはある限度以上は元本償  
還が成立しないといふことと同じこと  
を言ひ表わそうとしたのであります。  
技術的にこの第二条のような表現を用  
ひて、御意見の通りでございます。  
○小林委員 古屋員雄君。  
○古屋(真)委員 大休林委員のお尋ね  
になつた質問の趣旨と同じでございま  
すから、ダブリますが、お尋ねしたい  
と思ひます。私は第一条の第二項と第  
四條の第二項であります。第一條の  
第二項はこれを削除いたしますならば、  
ば、先刻の御答弁では金融が梗塞され  
るおそれがある――私はむしろ金融の  
梗塞されるおそれがあるつても、社会保  
障制度的な国民金融公庫であるとか、  
あるいは中小企業金融公庫といふもの  
の窓口をもう少し改正をいたします  
ならば――やはりこゝういふ方面の弱者  
が金を借ります場合には、いろ／＼  
の方法を債権者から指示されて、心も  
とない気持で契約が成立する場合が多  
いわけであります。本作のこの立法化  
の趣旨は、やはりそこに目的があり  
なるので、一歩進めてかような点を  
削除されると、多少一方においては不  
自由を感じる場合がございます。

ども、しかし不自由を感じても、結論に  
おいてはやはりその人を保護されるこ  
とになる、こゝういふような状況が非常  
に多いわけであります。つい急に金に  
困つて無理な債務をして、それがため  
にかえつて、たゞい林委員から御説  
明があつたように払えなくなる、従つ  
てその結果が裁判されたになり、ある  
は他の思ひしからざる問題を引起す原  
因になつたり動機になる。かような場  
合を考へておられますから、せつなく  
立法の趣旨から申しますならば、任  
意に払ひましても、やはり裁判所に來  
て、任意に払つたといふのが――こ  
の任意の問題が非常に問題になるわけ  
でございます。大体われ／＼の方で  
は、任意じやない、あのときは兩つた  
のだけれども、まあしかたがないから  
といふような実例が社会に多く行われ  
ておるわけであります。これはその点  
を何とか救つてやろうといふような御  
趣旨の立法だと私は思ひますので、多  
少の不自由がございましても、金融の  
梗塞がございましても、おとりになつ  
ていただけなら、ここに積極的に規定  
された弊害よりも少いではないか。ま  
た本作の立法の趣旨にその方が合ふの  
じやないか、こゝういふように思ひ  
ございまして、どんなものでしよ  
うか。  
○村上政府委員 第一條の第二項を削  
除して第一項だけにしておくと、こ  
とも、私どもは立案の経過において考  
へたのでございまして、さういたしま  
すと、それでは超過した部分の返還の  
請求ができるかどうかといふことにな  
りますと、非常にいろ／＼な異論が出  
るかと思ひます。まず非償弁  
済の規定によつて、債務のないことを

知つて支払つた場合には返還の請求が  
できないということが一つ考えられな  
ければならぬし、もう一つは現行法で  
一部の学者が言つておられますように、  
他面不法原因給付で、不法の原因が債  
権者だけにあるので、債務者は全額  
の返還の請求ができるのだという考  
え方もできる。しかし少くともいろ  
いろ説がわかれるところでもありま  
すので、超過部分を任意に支払つた  
場合の効果については、何らかの規定を  
置く方がよいのではないかと。そこで規  
定を置くといひまして、請求するこ  
とができるというのがよいかと、できな  
いというのがよいのかという点でござ  
います。金融上の取引が終つてしまつ  
た後になりまして、たとえば去年の貸  
借の場合に、計算關係をむしろ返して、  
幾ら／＼過払いになつておつたから返  
せというところが、債務者の側から何時  
でも言えるという状態にありますこと  
は、債権者としてはそういう債務者に  
は金融することを躊躇する一つの原因  
になるのじやないか。一面において債  
務者の保護になるわけでありませうけ  
ども、他面金融を受けるときにおける  
債権者に不利な条件の一つになるの  
ではないか。言いかえませうれば、金融  
便害という結果を来すおそれがあるの  
ではないかといふことも考えまして、  
たゞ／＼現行法の「裁判上無効」とい  
う言葉が長い間の判例によりまして、  
ちやうどこの第二項にありますがの同  
じような趣旨に解釈され運用されて来  
ておりますので、それをそのまま表現  
をかえて新法に取入れるという態度を  
とつたわけでありませう。

○古屋(貞)委員 その御趣旨もよくわ  
かるのですけれども、これを削除した  
らうと思つて、具体的な事実の、現在の法  
律の契約自由の原則のもとに、弱者が  
自由な契約のもとに自由に行われてお  
りますものを、一項でここにあらう程  
度規制する。そして第二項で、債務  
者が任意に超過部分を払つたというよ  
うな場合には返還の請求ができないと  
いうように規定づけようかと、何か  
しらん、一項で相当保護を受けておる  
にかかわらず、二項では今度はつづば  
なされるようなことが考えられるよう  
に思ふのです。従つてこれは削除して  
いただき、あとは事実上即する、個々  
の場合の裁判にまかしたらどうか、か  
うに考へておるわけなんですか、ご  
ざいますか。

○村上政府委員 たゞいまのような御  
意見も、私も立案に際していろいろ  
検討してみただけでございますが、なる  
ほど御指摘になりますように、特に  
「その返還を請求することができない  
」と書いてあります、何か目立つ  
ような感じもするのであります。現行  
法にありますが、「裁判上無効」と  
するといふ表現を用ひましたなら  
ば、あるいは現行法と同じ解釈にな  
るかと思ひますけれども、裁判上無効と  
いう言葉につきましては、これは學者  
の多くは法律上無効といふ意味である  
といふふうに解釈しております。裁  
判上無効といふ言葉自体に非常に疑義  
がございますので、この法案におきま  
しては、その言葉を用ひることを避け  
ました結果、こういう表現になつたわ  
けであります。

○古屋(貞)委員 それはそのくらいに  
いたしまして、さつきの第二條の問題  
なんです、私もこれはこの条文を見  
て大分理論的に矛盾が考えられる。こ  
れは林委員からも申されたのですが、  
利息を天引きした場合においては、受  
領額をもつて債務とするといふよう  
なことに、簡単にした方が筋が通ると思  
うわけですね。非常に御考慮されてか  
うな原案が出たのだといふことはよく  
わかるのでありますけれども、むしろ簡  
明に、「債務者の受領額」といふの  
を、最初に受取つた額といふことにす  
れば簡単なんだと思ふのですが、何だか  
いかにも現在行われております高利貸  
的な觀念をそのままここで承認した  
らうと思ひます。それをここで規定づけ  
ておるといふような氣持になるのです。  
どうもそういう点は立法の考え方とし  
ては私はあまりおもしろくない、簡単に  
はつきり言つた方がよいと思ひます  
が、その点どうですか。

○村上政府委員 天引きの場合に、天  
引額については全然債権が成立しな  
い。受領額については債権が成立す  
るという考え方は、最も簡明で徹底し  
たものであると思ひますが、現在まで  
の一般に行われております解釈によ  
りますと、天引額の限度内の利息に當  
るものは経済上現金の授受と同一の利益  
を与へたものであるといふことで、天  
引額の一部についても元本の成立を認  
めておるわけでありませう。しかしその  
計算のやり方が現在普通に行われてお  
りますのは、元本受領額に限度内の利  
息を加へたものに制限利率を乗じて増  
した額を、その期間における限度内の  
利息といひまして、そうしてその元  
本を算出するわけでありまして、その  
一般に行われております算出額により  
ますと、三年とか五年とかいう長い期  
間の利息を天引きした場合にはほとん

ど受領額が元本の半額以下になつてし  
まつても、元本全部について債権が成  
立する。もし天引額の限度内の利息で  
ありますと相対部分を差引ましても  
全額について元本が成立するといふ結  
果になりますので、あまりに長期間の  
金利を天引きした場合に、また別の理  
論でもつてその結果をいさやうにしな  
ければならぬといふ結果になるのであ  
ります。従つてこの原案の第二條は限  
度内の利息の授受は経済上現金の授受  
と同様な経済的の利益の授受があつた  
ものと考えらるという従来の解釈を維持  
しながら、結果においては長い期間の  
利息を天引きした場合にもさほど債務  
者が不利にならないような天引計算の  
方法を選んだわけでありませう。「元本  
の支払に充てたものとみなす。」とい  
う表現を用ひたのは、先ほど林委員の  
御質問にお答え申し上げたのでござ  
います。要するに受領額に対する限度  
内の利息においては経済上現金の授受  
と同一の利益が与へられたものとして  
元本債権の成立を認める。それを越え  
た部分については元本債権の成立は認  
めないといふ趣旨でございます。

○古屋(貞)委員 従来の金貸しの悪弊  
を一番するといふお考えのもとに一歩  
進めていただいたらといううなことで  
、私もそれはそう考へておつたのであ  
ります。たゞいまの御説明を承れ  
ば、従来の實際に即する観点におい  
て、規制づけられないのですけれども、な  
お一歩進んで債務者の保護にまで進め  
られることは、金を借りる人は金を借  
りたいのみならず、金を借りる必要が  
あつて借りておるので、先に利息を天  
引きされるというところは非常に苦痛な  
んであります。その点も実情に沿う

ようにやりたいと思つておりました  
が、私のように考へていたのであり  
ますが、いかがでしょうか。

それから第四條でございます。こ  
の点につきましては先刻林委員からや  
はり二倍を越えるときには二倍といふ  
の点についてのお尋ねがございましたが、  
かような場合もございませうが、か  
ような点の御考慮はいただかなかつた  
のでございませうか。今多く金貸し  
に苦しめられております債務者たち  
は、担保物権を差入れる場合に代物弁  
済契約をいづつつけて来る。代物弁  
済契約をいたさない場合にも白紙委任状  
をとつておられます。代物弁済として  
これを使つてしまふということがござ  
います。債務者といひましてはそ  
の点が非常に苦痛なものです。またさ  
ういふにしなければ金を借りられない。  
大体担保を入れます場合には金額が多  
い場合が多いのでありまして、法の旨  
点と申しましうか、違約金あるいは  
賠償その他の元利金の回収にあつた  
て、担保物の代物弁済契約がいつも付  
随されるわけですね。これを何とか禁  
じていただくことがこの立法の趣旨に  
おいても大事なことで思つておられ  
ますが、そういうことも立法の際にお考  
え願つたのでございませうか、この  
点をお伺ひいたします。

○村上政府委員 代物弁済契約の形  
で債務者が苦しめられてゐる実情は、私  
ども聞いております。代物弁済契約に  
ついての何らかの制限規定を置くこと  
といふことも考へたのでありますが、そ  
うなりましたと、代物弁済全部を無効と  
するわけには行かない。限度外の利息  
と元本の限度を越える超過額の部分だ  
けを債務者が債権者に対して別に金銭

七

で返還を請求するという形になるわけでありませう。そういったと、長期貸借の場合の代物弁済だけの問題ではなくなりませう。むしろ動産につきまして流質契約が禁止されておりましたが、不動産についての流質等は禁止されてないのではありません。この民法の考え方にかかれば、この法律に要するものがあるのではありませんか、かように考えまして、この法律におきましては代物弁済契約のことは規定いたさなかつたのであります。

○小林委員長 田嶋君。

○田嶋委員 私は法案の内容についてよりもむしろこの取扱いの問題について少しだけおきたいと思うのであります。この法案を成立させる意味におきましての発言でありますから、御了承を願いたいと思ひます。

今大蔵委員会では貸金業法が審議されておりますが、この法案との調整をいかに勘案するかということが一つ。それからそれに関連して当然これは大蔵省と法務省の話し合いがなければならぬと思ひますが、この話はどういうことになつておるのか、また話をしたことがあるのかどうか。それから一つは相互銀行が相当の利潤をとつておる。相互銀行の公の利潤というものはわかりませんが、手数料とかなんとか相当持つておるという実情を聞くのです。きようお答え願わなくてもいいのですが、この実情を取調べてお答え願ひたい。それから資料として全国の貸金業者、質屋業者の数、これを提出していただきたい。

○村上政府委員 ただいま大蔵委員会では審議されております出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律

案、この中に高金利処罰の規定がございまして、日歩三十銭を越える利息、これは賠償額の予定に含まれておりますが、授受いたしますと三年以下の懲役または三十万円以下の罰金ということになつております。この法案の附則におきまして、貸金業者の取締に関する法律を廃止することになつておるのではありませんか、この法案における高金利処罰と利息制限法との関係につきましては、最初に御説明申し上げましたように、利息制限法の限度内の利息の計上は、裁判上有効なものとして完全に保護される一方、極端な高金利でありますところの日歩三十銭を越える利息でありませうと、これは反社会的なものとして処罰される。この日歩三十銭とそれから利息制限法の最高限度、この案によりますと、一番高いところで日歩五銭五厘、この中間は債権者が払わないからといって、債権者が裁判所に訴えて強制的に取立てることは許さないと。しかしながら日歩三十銭までは罰則はからないというところになるわけでありませう。この出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案も、それからまた利息制限法案も、いづれも大蔵省と法務省との緊密な連絡のもとに立案されたわけでございます。ことに金利等の取締に関する法律案の罰則の部分には、大蔵省銀行局と法務省刑事局とが、ほとんど共同して立案したような関係になつております。

それから先ほどの貸金業者の数、質屋の数、これは次の機会まででできるだけ調べて参ります。

○鑑治委員 この改正の根本ですが、現行の利息制限法、いわゆる大正八年四月十一日法律第五十九号を見ますと、百円以下は一箇年につき百分の二十となつております。これがかわつて元本が十万円未満のものは利率は同様でありませうが、要するにこの百円が十万円にかかわつたという点にあるわけでありませう。これはいかなる標準で大正八年の百円が今日十万円とすることを至当と認められたかという点を、ひとつ伺つておきたいと思ひます。

○村上政府委員 大正八年の法律による百円の制限を、この法案によりまして十萬、百萬といはしましたのは、貨幣価値、物価指数等から、正確にこれに何倍という数字をはじき出してやつたものではない。大体におきまして、現在の行われております銀行その他金融機関の貸付の実情が百万円以下と百万円を越えるものについて、利率、利率その他についての取扱いをかえておられます。百万円をもつて一線を画しておるといふ実情、従つていわゆる庶民金融と称せられまふ金融の類がどの程度であるかという点を勘案いたしまして、現在の経済事情のもとにおきましては、百萬と十萬というくらいい線が妥當ではなからうか。五十萬と五萬という線を考えてみたことがあるのであります。百、十、五、十、五の方向妥當なように思ひまして、このようにな案になつたわけでございます。

○鑑治委員 ちようど千倍になつておるようでありませうが、何かそこに数字的の基礎があるかと思つて聞いたのです。そこで千倍、それはそれとして、百円のものも千倍で十萬円未満であつたが、これは元の通りと見てよろしい。その次は前の方で千円以下の場合は一割五分であつたものが一割八分になつております。その次は千円以上のもの、これも千倍と見て百萬元以上のものは一割二分であつたものが一割五分と書いてある。これはたいへんな上り方ですが、これを上げられた基礎はどこにあるのでありますか。

○村上政府委員 金利の状況と申しましても、正規の金融機関とそうでないものとは非常に違つておるものであります。いわゆる高利貸といわれる者の持つております金利の水準といふものは、この利息制限法における水準としては利用できないといふことは申すまでもございませう。一面におきまして、この利息制限法の第一條の限度と申しますのは、貸金の利息全般を通ずる問題として、裁判上保護を受け得る最高限度を引くわけでありませう。現在正規の金融機関によつて行われております金利、政府によつて公認されております正規の金融機関の金利といふものは、この貸金の利息全般を通ずる最高限度としてこれを参照すべきものではないか、かように考えましたので、特殊なものを除きまして、大体において現在公認されております正規の金融機関の金利がカバーでき得る程度のものという趣旨におきまして、この原案の利率を出したわけでありませう。

○鑑治委員 そうすると、これは一般は大正八年から経済事情がいろいろかわつておるから額が多くなつたことのように思ひますが、利率もこの通り上つておるといふような確証が何かありますか。

○村上政府委員 お手元にお配りしました参考資料の中に金利のグラフが載つておりますので、それをごらんいただきたいと思います。これは正規の銀行の貸付金の金利の趨勢を示す図表



をしなければならぬと叫ばれておる。われ／＼はあまりそういうことに詳しくないからわかりませんが、われ／＼もそうじゃないかと思っております。そういう時代に、今の実情がこうだからといって幾らなりとも上げられるというものは、将来に対してさしつかえないものかどうか、この点に対する何か見通しをつけられたことがございませう。

○村土政府委員 利息制限法は、申し上げるまでもなく、裁判上における最高限度をきめたわけでございまして、この中で、金融機関による金融については、金融行政の面から別途に臨時金利調整法等によって考えられるのではないかと。この利息制限法の限度が上つたから、ただちに一般の金利が上つて来るというふうには考えておりません。このわく内において金融行政上必要な金利は認められて来るのではなからうかと考えます。一面、現在の年一割という制限は、元本の千円、百円という区分が、現在におきましてはきわめて不合理なものとなっております。と、利率が必ずしも実情に適しないという点と、それからこの法律が大體におきまして明治十年の太政官布告以後の体裁をそのまま維持してありまして、きわめて古めかしい体裁を持つておるという点とが相まみちまして、正規の金融機関によりまして、この利息制限法というものがあまり尊重されてない実情にあるのであります。大蔵省が公認しております正規の金融機関の金利でも、現在の利息制限法を越えるものもかなりあるわけでありませう。そういう点におきまして現行

法の不合理なり、あるいは妥協を欠く点を是正しようというものが、この法案の一つのねらいでございまして、この利率の限度をきめるにつきましてこの点を考えたわけでありませう。

○鑑治委員 それからさつき田嶋君の言つておられた、今大蔵委員会に出しておりますあれは、私はいつも考えるのですが、なるほどあの法律のねらいは、これまでは黙つておるが、これ以上とつたら罰してやるぞ、こういうところにある。ところが金貸しは、公認の利率でございまして、こう言つて、あつて文句を言われるといかぬというので、日歩三十銭以上と言われれば、二十九銭九厘までとつてしまふ、そしてすべて天引きをやる。そういうことで、私はいつも考えるのですが、今第二条があるから、そういうふうな渡しで天引きせられてみなとられる。そこで今度元本を払うときに訴訟を起して、この規定によつて計算してくれ、こう言つたら、それはやはり裁判所としては、これで計算して、天引きの方は年二割以下で計算することにいたしますか。

○村土政府委員 この利息制限法案が成立いたしますと、債権者の方から元本が残つていふといつて請求して来た場合、裁判所は、この法律の第二条によつて天引き額及び元本の残つておる額を計算することになります。

○鑑治委員 黙つて払つてしまつて、あとから、あれはよけいだつたといつて訴訟を起したらいかでしよう。もどしてもええませうか。

○村土政府委員 黙つて払つた場合に、限度内の利息にすぎないとして、残りがあれば元本に充当される

わけです。元本が残つてないという場合に、過払いがあるということでは返還の請求ができるかという問題です。これは第一条の第二項で、返還の請求はできないということにいたしましたのであります。これは現在の利息制限法の解釈上もそうなるわけですから、それと同じ内容を持つてゐるわけですから、これはだれも異議を言ひたいのだけれど、高利貸などというものはたいへんなものなんです、私はいつも言うのですが、われ／＼が高利貸の事件をかりて頼まれても、われ／＼のようなお氣に入らないものは二度と続かぬ。無理にみづから払つたんじゃない。脅迫してとられたのですが、そういう場合もとりもどすとする方がいんじやないかと思ふ。

それからこの二条は先ほどから問題になつてゐるが、どうも説みにくい。これはもう少し考えてみる余地はなからうかと思ふ。それだけです。

次に、先ほど林君からも言われた第四条ですが、いやくも第一条で利率はこれだけにすべきものだときめておきながら、賠償額の予定をしてゐる場合は二倍まではとつてよいのだといふことは、理論上どうも筋が通らぬのじやないかと思ふ。そこで問題は、いわゆる損害賠償額の予定、こういうので、期日に払つてもらわれなかつたために実際にそれだけの損害があるという場合は請求できる、こういうものな筋が通る。あつてはなからうか、きめてあるから二倍を払う、こういうことは、第一条の制限をしたことと理論上一致して来ないように思ふが、この点はどうですか。

○村土政府委員 第四条の賠償額の予定、及び第四条の末項で賠償額の予定とみなされております違約金、これがすべてもし債権者の受ける実際の損害の填補という意味でありますならば、まさにただいまの鑑治委員の御意見の通りでありまして、本来第一条で認められております限度以上の利益を受けるわけはない、損害額もこれ以上に違するわけはないのであります。しかしながら、そういたしますと、損害賠償の予定でない違約金その他の違約金の定めにつきましては、第四条の適用をはずさなければならぬ。違約金は、税金その他の法律にも例がございしますように、なるべく弁済期に履行させるために、弁済期に支払ひを怠つたということに対して相當の苦痛を与へ、相當の苦痛を与へることによつて弁済期における弁済を心理的に強制するといふ作用を営むものであります。この違約金でも排除するといふことはどうであらうか、それでは違約金は違約金の規定に従ひ、賠償額の予定は第一条の限度内に定めるといふことになりまして、これは先ほど鑑治委員もおつしやいましたように、貸金業者はどんな手段をとつても、これをとらうといふことを総合的に考えますと、いかなる名義を用いておきましても、すべて違約金は賠償額の予定とみなすことになつてしまつて、一面において違約金の機能を賠償額の予定から営むといふ面も認めまして、本来の利息の二倍まではよろしいといふことにしたのであります。

○鑑治委員 どうも違約金ということと、賠償額予定ということと、どこが違ふのか、私は同じではないかと思ふのですが、第二項で、前項の超過分を任意に支払つた場合第一条第二項を適用する、これらはやはり不当利得になるというふうになつておる。こんなことはきめなくてもよさうに思ふのですが、こんなことをきめなければならぬ理由を承りたい。

○村土政府委員 第四条の二項及び第一条の二項は、もしこの規定がございせんならば、御承知の通り不当利得になるわけでありませう。不法原因給付として返還の請求ができないのはないかという問題が一つ。これは不法原因が債権者のみに存する場合でありませうから、返還の請求ができるという解釈にならうかと思ひます。もう一つ、非債弁済になるのではないかと一問題がある。つまり債務がないことを知つて弁済したときは、その返還の請求ができないという規定に該当するのではないかと思ふ。いろいろ解釈上疑義が出て参ると思ふのです。この際返還請求ができるかできないかといふことを法律でもつて明らかにする方が運用上いいのではないかといふことでこれを書いたわけですが、御意見のように返還請求ができないという建前をとることも十分考えられるのであります。現行の利息制限法は長い間裁判上、無効であるが、任意に支払つた場合は返還請求することができないというふうな解釈されて来ておりますので、その解釈をもしくつがえまして、すでに取引の終つたあとにおいても請求できる。たとへば質屋なんかの場合を考えると、質屋が月七分とか八分あるいは一割に近い利息をとつて金を貸して

が大分あるわけですが、それが質屋の質ぐきを受け出したあとになつて、あのときの計算はどうも利息制限法を越えておつたから返してくれというふうなことになるかと、質屋が困る困らないは別として、かえつて債務者の金融の梗塞を来すおそれがあるのではないかと。さしあたり現状におきましては社会政策的意味における立法としては、やや不徹底なきらいはありますが、それでも、現行法の判例が解釈しておりますのと同じ結果を維持することが妥当ではなからうか、かように考えまして、こういう規定を置いたわけでござい

ます。

○**穀治委員** 任意に支払つたと言われるが、私はどうも任意に支払うものはないと思つて、そんな高いものは脅迫で……

○**村上政府委員** たとえば強制執行を免れるためにやむを得ず一時払つておつた。その他脅迫によつて支払つたというふうなときには任意に支払つたというのに当らないのでありまして、民法の非償弁済規定の適用についても同様と考えられる。従つて脅迫によつて支払つたというときは、二項の規定によらず一般不当利得の返還請求、こういうふうに考えます。

○**林(信)委員** 賠償額の予定というのは、契約自由の原則から認めなければならぬというふうな基本的な考え方から一応考えられて、といつて無制限にそれをやられるのでは債務者がかわいそうだ。だからこの法案のように金利の最高限度の二倍とする。これは債務者の保護だ。こういうふうに御説明になつておりますが、しからばそれまでお考えになるならば、それをオー

バーしたものは、これは任意の支払いと言われる支払い済みのものでありますけれども、それまで債権者に有利なように扱わなくても、これはすでに大蔵省関係で提案になつております法案関係で、最高限以上のものはかなり重い刑罰が規定されておるのでありますが、これを越えたくらいのものは、少くとも届出をした金融業者くらいでしたら、行政罰が何かで罰するといふようなことでも、もつとしばつた限度でひとつ勵行するといふような建前をとられたならばどうかと思ひます。しほつてみたけれども、払つたものを受取つたものはそれでよろしいのだ、これは別の面から考えられた規定ではあるんあるのですが、結論としてはそうなつて来るので、どうもせつかく債務者の保護をねらつてここに最高限をきめながら、結局けつが抜けちやつたという感が深いのであります。

それから債務の不履行という言葉で表わしておりますが、その弁済方法ですが、現金で持つて行かなければならぬとか、貸金業者なら貸金業者へ持つて行かなければならぬとか、郵便で送つてはいけぬとか何とか、へんな實際上においては価値のないようなこまかい規定をつくつておいても、何でもかでも債務の不履行、だからただちに違約金契約に移るのだ、第四条の三項によりまして、結局賠償額の予定とみなす。そういうふうに行つて行く危険もある。従ひまして履行、不履行というこの字句は、どういふ内容になるのですか。これをお聞きしておきま

す。

○**村上政府委員** 債務不履行とされております一切の事項がこれに該当するわけでありまして、いかなる債務不履行であらうとも、その債務不履行賠償額というものをこの辺で押えておる。一方民法におきましては、金銭債務の不履行による賠償額というものを一応法定率で押えられておる。特約でもつて賠償額の予定をした場合は、法定率でやる。それから違約金との関係でありまして、民法では違約金は損害賠償額の予定に推定するといふことになつております。違約金の中には損害賠償額の予定と推定するといふことになつております。違約金の中には賠償額の性質を持つたものと、そうでない債務不履行による制裁の意味で罰するものがあるわけでありまして、民法におきましてはこの賠償額の予定と推定したしておりますので、反証をあげてこれが違約金であるといふことになりまして、賠償額の予定の規定の適用を受けぬ。それでこの法律におきましては、違約金は賠償額の予定とみなすといふことにいたしましたので、脱法的に、たとえば違約金として日歩五十銭というふうな高利をとろうとするのを防止しようとしたわけであります。

○**林(信)委員** 重ねて問いたさなくともよいのでありますけれども、明らかにしておきたい。第一条でわざわざ利息の制限額を引上げ、なお依然として、いわば脱法的な利息の收受を容認する規定をつくり、きわめて容易に債権者が要求できるような建前がとられておること、ただいま申しましたような債務不履行関係も、期限の経過といつたような重要なものではなくして、微々たる事項違反でもそれが原因となるといふようなこと、実情から申しま

す。

す。と、原則として掲げました制限はつと下の方になつてしまつて、ほとんど制限のない、賠償額の予定の名において、あるいは違約金の名において無制限にこれが約定せられ、取引される傾向になることには、もう全然この法律はタッチすることのできない限界になつてしまふ。こういうものを立法いたします以上、かような機会にもう少し權威あるものにしたと思うのでありますから、なおいろいろ研究してみたいと存じますが、本日はこの程度で打ち切ります。

○**小林委員長** 本日はこの程度にとどめておきます。明日は午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午後一時十三分散会